

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	社会的養護児童の自立と自立援助ホーム制度の役割
Author(s)	園井, ゆり
Citation	社会文化論集 , 18 : 1 - 30
Issue Date	2024-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/55105
URL	https://doi.org/10.15027/55105
Right	Copyright (c) 2024 『社会文化論集』編集委員会
Relation	



社会的養護児童の自立と自立援助ホーム制度の役割

園 井 ゆ り

I 社会的養護児童の自立

1.1 本稿の目的と問題の所在

1) 本稿の目的

本稿の目的は、自立援助ホーム制度が果たす役割を、筆者が行った実証分析を通して考察することである。自立援助ホーム制度とは、社会的養護（社会的養護については後述する）を必要とする児童（以下、要保護児童と記す）の自立を促進する目的で、1998年に「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」（児発第344号、平成10年4月22日）として、児童福祉法上（児童福祉法第6条の3第1項）及び社会福祉法上（社会福祉法第2条第3項第2号）に法定化された制度である。本制度は、社会福祉法上は第2種社会福祉事業として位置づけられる。本稿では、自立援助ホーム制度が要保護児童の自立に対し、どのような役割を果たすかを、特に自立援助ホーム制度の質的側面に着目し、考察する（『こども家庭福祉六法（令和6年版）；厚生省〔1998〕2017』）。

自立援助ホーム制度の検討においては、2つの方向性がある。1つは、自立援助ホーム制度を量的側面から考察する場合である。これには例えば、自立援助ホームの量的拡充等についての検討が含まれる。いま1つは、自立援助ホーム制度を質的側面から考察する場合である。これには例えば、自立援助ホームの入居児童に対する支援内容等についての検討が含まれる。本稿は、このうち、特に後者——自立援助ホーム制度の質的側面——に着目し、自立援助ホーム制度が入居児童の自立に対して果たす役割を考察する。

自立援助ホーム制度は、もともと1988年5月20日付け厚生省児童家庭局長通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき規定された「自立相

談援助事業」によって開始された制度である。自立相談援助事業とは「義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業」として規定された事業である。本事業は、その後、児童養護施設等を退所した児童に対する支援を強化するため、上述した通り、1998年に「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）」として、法定化されることになった（厚生省 [1998] 2017）。

自立援助ホーム制度を、日本の社会的養護体系に位置づけると、自立援助ホーム制度は、施設養護を担う一制度として位置づけられる。自立援助ホーム制度が、社会的養護体系において果たす役割についてみると、本制度は、里親や児童養護施設等への措置が解除された、すべての要保護児童の自立を支援する制度として位置づけられる。すなわち、日本の社会的養護体系において、自立援助ホーム制度は、里親への委託措置や児童養護施設等への入所措置が解除された、主に18歳以降の児童の社会的自立を促進する役割を果たしている（こども家庭庁 2023）。

ここで、自立援助ホーム制度の対象児童について述べると、自立援助ホーム制度が対象とする児童は、確かに、主として里親や児童養護施設等への措置を解除された児童ではあるが、これらの児童は、社会的養護の対象それ自体から解除された児童ということではない。すなわち、自立援助ホーム制度は、社会的養護体系に含まれる一制度であり、本制度のもとで養育される児童は、里親や児童養護施設等への措置が解除された児童であるとはいえ、引き続き社会的養護の対象児童である（遠藤 2008; 厚生省 [1998] 2017）。

社会的養護とは、親等から虐待を受けたために親もとで生活することができない子どもや、不適切な養育環境のもとで心身を傷つけられた子どもを、社会が養育する仕組みのことである。日本の社会的養護体系は大きく家庭養護と施設養護の2つから成立する。前者は、家庭における個別的養護にもとづく制度である。これには里親制度や養子制度のもとの養育が含まれる。後者は、児童養護施設等における集団的養護にもとづく制度で

ある。これには児童養護施設や乳児院等、主に入所型児童福祉施設制度のもとでの養育が含まれる。本稿で取り上げる自立援助ホーム制度は、施設養護に含まれる一制度である（園井 2013: 9, 2022）。

日本における要保護児童の状況について、要保護児童数の観点からみると、要保護児童数は、主として家庭養護のもとで養育される児童数（次の①と②）と施設養護のもとで養育される児童数（次の③から⑧）との合計値として示される。すなわち、日本の要保護児童数は、①里親ないし②ファミリーホームにおける委託児童数および③乳児院、④児童養護施設、⑤児童心理治療施設、⑥児童自立支援施設、⑦母子生活支援施設、⑧自立援助ホームにおける入所児童数の合計値として示される。2021年時点では、要保護児童数は4万1773人となっている。このうち、家庭養護のもとで養育されている児童は約2割（7798人）に過ぎず、ほとんどの児童は施設養護のもとで養育されている。したがって、日本では依然として施設養護が主流である（こども家庭庁 2023）。

これら社会的養護のもとで養育される児童は、家庭養護のもとで養育される児童であれ、施設養護のもとで養育される児童であれ、現行では18歳になると委託ないし入所措置が解除される。しかし、一定年齢に達したという理由で、一律に措置が解除されることは、要保護児童の福祉追求を困難にする。このことは「18歳の壁」の問題として認識されてきた。この問題に対処するため、国は、児童が18歳到達後も、児童の個別状況に応じて、自立に至るまでの継続的な養護を受けられるよう、養育環境を整える制度を構築した。すなわち、国は、措置解除後の児童の福祉追求を達成するため、2022年に成立した改正児童福祉法（2024年4月から施行）において、これまで18歳（最長22歳）であった、里親家庭や児童養護施設への措置年齢の上限を撤廃することを決定した。本改正により、児童は、18歳到達後も、個々の状況に応じて自立の準備が整うまで必要な支援を受けられるようになった。自立援助ホーム制度は、主に18歳到達後の児童の自立を支えるための、社会的養護体系における重要な制度として位置づけられる（朝

日新聞 2022；厚生労働省 2022)。

要保護児童のうち、18歳以上の児童がどの程度存在するかを、厚生労働省が全ての要保護児童を対象に、5年に1度実施している「児童養護施設入所児童等調査」(以下、厚生労働省調査と記す)の結果に従いみてみると、18歳以上の要保護児童数は、2013年調査時では2290人であったのが、2018年調査時では2980人となっており、約1.3倍増加している。全要保護児童に占める18歳以上の要保護児童の割合についても、2013年調査時では約4.8%であったのが、2018年調査時では約6.5%となっており、近年は要保護児童の高年齢化が進んでいる。したがって、自立援助ホーム制度は、今後さらなる増加が見込まれる、18歳以上の児童の自立を支援する制度として期待される。しかし、自立援助ホーム制度の現状をみると、少なくとも以下の課題が指摘できる(厚生労働省 2015, 2020)。

第一に、自立援助ホームの受け入れ状況についてである。2018年の厚生労働省調査をみると、18歳以上の要保護児童数は上述した通り、2980人であるが、自立援助ホームで生活する児童のうち、18歳以上の児童は327人であり、これは18歳以上の要保護児童の約11.0パーセントに過ぎない。したがって、18歳後の要保護児童の自立を支える制度として、自立援助ホーム制度を今後さらに拡充する必要がある(厚生労働省 2020)。

第二に、自立援助ホームの所在地域についてである。自立援助ホーム数は、現在全国で266カ所(2022年10月時)ある。確かに、自立援助ホーム数は、ここ10年の間におよそ3倍近く増加したが、自立援助ホームの所在地域には地域差があり、概ね関東地域ないし各地域の都市部に偏在する傾向にある。したがって、自立援助ホームは、例えば郡部等に居住する、18歳以上の要保護児童の自立を支える制度としてはいまだ有効な制度には至っていない。自立援助ホームの所在地域が都市部に偏在する傾向にあるのは、自立援助ホームでは、主として就労を目指す児童に対する支援を行うことを目的とするため、自立援助ホームは、どちらかといえば、就労により適した都市部に多く存在すると推察される(こども家庭庁 2023；全国

自立援助ホーム協議会 2023)。

2) 自立援助ホーム制度創設の背景

自立援助ホーム制度創設に至る歴史的背景についてみると、日本において、半世紀以上にわたり児童の自立を支えてきた、歴史のある自立援助ホーム（当時は自立援助ホームという名で呼ばれていたのではなく、アフターケアセンター等と呼ばれていた）には、東京都にある「青少年福祉センター」が営む自立援助ホーム「新宿寮」（1958年発足）や、同じく東京都にある「青少年と共に歩む会」が営む自立援助ホーム「三宿憩いの家」（1967年発足）等が挙げられる。これらの自立援助ホームは、現在の自立援助ホームの前身といえ、1988年に国による公的な自立相談援助事業が開始される前からの、民間による私的な社会的事業として運営されていた。これら自立援助ホームが発足した背景には、主に、児童養護施設入所者で、中学校卒業後（義務教育終了後）、就職等のため、児童養護施設を退所する児童の自立をいかに支えるか、という問題があった（藤野 2008; 社会福祉法人青少年福祉センター 2024; 社会福祉法人青少年と共に歩む会 2024）。

上記2つのホームが発足した1960年代ごろは、日本は高度経済成長期の最盛期であり、児童養護施設入所児童の多くは、中学校卒業と同時に施設を退所し、就職することが一般的であった。しかし、このような中学校を卒業した児童が就職する就職先は、多くが下積みの仕事や住み込みの仕事であり、児童は、その厳しい就労環境等のために就労継続が困難となり、就職先を辞め、住む場を追われる状況に陥ることもあった。自立援助ホームは、このような住居を失った児童に対し、住む場を提供するための宿泊所として発足した。すなわち、自立援助ホームは、現在の観点からみると、要保護性のあるこれらの児童に対する住居の提供から始まった（遠藤 2008; 藤野 2008; 広岡 1990; 富永 1990）。

児童養護施設入所者で、中学校を卒業し、就職した児童が直面する困難

については、国も認識しはじめ、1988年に国は「養護施設入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」(児発第266号、昭和63年3月29日)という通知を发出する。本通知により、児童養護施設入所者で、中学校を卒業し、就職する児童については、就職後約6ヵ月程度は、同施設における入所措置が継続され、児童は施設から通勤しながら自立のための準備を進めることが可能となった(本通知内容は、現在「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(雇児発1228第2号、平成23年12月28日)という通知において継承されている)。本通知が出される以前は、中学校卒業後、就職のために児童養護施設を退所した、これらのいわゆる就労児童は、就職した時点で社会的養護の措置が解除され、福祉の対象から外されていた。しかし、本通知によって、中学校卒業後、就職のために児童養護施設を退所した、これらの就労児童も、要保護性がある児童として、福祉の対象として認識されるようになった。この通知の发出から2か月後の、1988年5月20日に「自立相談援助事業」が規定され、児童の自立を国の責任のもとで支える仕組みが開始運用されることになった(遠藤 2008; 藤野 2008; 広岡 1990; 厚生労働省 1988, 2011)。

3) 自立援助ホーム入居児童の近年の特徴

自立援助ホームに入居中の児童の、近年の特徴をみると、次の2点を指摘することができる。第一に、自立援助ホームには、近年就労児童のみならず、就学児童も入居する傾向にあること、第二に、自立援助ホームには、社会的養護のもとで養育されていた児童のみならず、一般家庭等からも入居する傾向にあることが指摘できる。

第一の点については、自立援助ホーム制度の目的は、先に述べた通り、児童の自立支援にある。そのため、本制度における対象児童は、もともと就労児童であった。ところが、2017年より自立援助ホーム制度の対象児童に、就学児童も追加されることになり(「就学者自立生活援助事業の実施について」(雇児発0331第56号、平成29年3月31日))、その結果、自立

援助ホームの養護対象は、就労（ないし就職を希望）する児童だけではなく、就学中の児童（ないし進学を希望する児童）も含まれることになった。自立援助ホームにおける養護の対象が、就労児童のみならず、就学児童にまで拡大したことに伴い、自立援助ホームに求められる役割も、就労支援役割に加え、就学（進学）支援役割にまで拡大することになった（厚生労働省 2017）。

第二の点については、自立援助ホームに入居する児童の入居経路には、大きく3つの場合がある。1つめは、児童養護施設や里親家庭等の社会的養護制度のもとから入居する場合、2つめは、実親家庭等の一般家庭から入居する場合、3つめは、家庭裁判所の審判に基づく、保護観察処分を受けて入居する場合の3つである。実際、厚生労働省調査（2013年調査と2018年調査）の結果をみると、約4割が実親家庭から、約3割が児童養護施設や里親家庭等の社会的養護制度のもとから入居する傾向にある（厚生労働省調査では、自立援助ホームの入居児童に対しては、家庭裁判所経由による委託は、調査項目とされていない）。実親家庭からの入居が多いことは、筆者が行った調査（筆者が行った調査については後述する）においても確認された。したがって、近年の特徴としては、自立援助ホームは、児童養護施設や里親家庭等の社会的養護制度対象児童の受け入れ先として機能するのみならず、一般家庭からの児童の受け入れ先としても機能することが指摘できる。自立援助ホームは、このように、自立支援が必要な児童のための包括的な制度として、重要な役割を果たしている（藤野 2008: 48; 川出 2022; 厚生労働省 2015, 2020）。

本稿では、今後、社会的養護児童の自立支援制度としてさらなる発展が期待される、自立援助ホーム制度に着目し、本制度が要保護児童の自立に対し果たす役割を、実証研究を通して明らかにすることを目的とする。

1.2 本稿の分析対象とその呼称

本稿の分析対象とその呼称について述べる。まず、本稿の分析対象は、

自立援助ホームに現在、入居中の児童である。自立援助ホームに入居する児童の入居経路については、先にみた通り、主に、児童養護施設や里親家庭等、社会的養護制度における措置ないし委託先から入居する場合と一般家庭から入居する場合との2つがある。本稿では、社会的養護制度のもとからの入居であっても、あるいは、一般家庭からの入居であっても、入居経路の如何によらず、自立援助ホームに現在入居中の児童を分析対象とする。

次に、本稿の分析対象者の呼称について、本稿では、本稿の分析対象である、現在自立援助ホームに入居中の者を、年齢に関わらず、一律に児童と呼ぶ。自立援助ホームの入居者は、自立までの養護を必要とする状況に置かれている。このため、本稿では自立援助ホームの入居者を、18歳以降の場合であっても児童と呼ぶ¹⁾。

本稿における分析対象は、筆者が実施した調査の調査対象とは異なるため、この点について確認する。筆者は、後述する通り、自立援助ホームを対象とする聞き取り調査を実施した。筆者が実施した調査における調査対象は、自立援助ホームのホーム長である。本稿では、調査対象であるホーム長に対する聞き取り調査から得られた、自立援助ホームに入居中の児童の状況について考察することを目的としている。すなわち、本稿における調査対象は自立援助ホームのホーム長であるが、本稿における分析対象は当該ホームに現在、入居中の児童である。

1.3 先行研究の分析

本項では、社会的養護児童の自立と自立援助ホーム制度が果たす役割について検討した、国内外の先行研究を検討する。以下、これら先行研究を、主に入居児童に対する就労支援、就学支援、情緒性安定のための支援の3つの観点から検討する。

1) 国内先行研究の検討

まず、国内の先行研究として、全国自立援助ホーム協議会が2020年度に、

全国自立援助ホーム協議会に加盟中の196ホームを対象に実施した全数調査（「全国自立援助ホーム実態調査」）（以下、協議会調査と記す）の結果を検討する。協議会調査によると、自立援助ホームに入居中の児童の傾向についてみたものからは（本調査項目に対しては、全196ホーム中、165ホームが回答）、「心理的ケアが必要な入居者が多い」と回答したホームは、165ホーム中、約8割を占め、「就労継続が難しい入居者が多い」と回答したホームは165ホーム中、約7割、「就学支援を必要とする入居者が多い」と回答したホームは165ホーム中、約5割を占めた。また、自立援助ホームに対して、児童はどのような支援を受けることを希望するか（児童の希望する支援の傾向）をみたものからは、「被虐待（により生じた心身症状）のケア（を希望）」（165ホーム中、105ホームが本項目を選択）、「障害（知的障害・発達障害・身体障害）に対する支援（を希望）」（165ホーム中、98ホームが選択）、「就学支援（を希望）」（165ホーム中、78ホームが選択）の順に、児童からの希望が多い傾向にあった。したがって、協議会調査結果からは、入居児童に対しては、就労支援や就学支援、また情緒性の安定のための支援が必要とされることが指摘できる（全国自立援助ホーム協議会 2021:51, 65）。

あわせて、国内の先行調査研究として、みずほ情報総研が2017年度に社会的養護児童の自立支援について実施した調査（「社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究」）（以下、みずほ調査と記す）の結果についても検討する。みずほ調査において、特に国内の全自立援助ホームである、141ホーム（うち78ホームが回答）を対象に行われた全数調査の結果について、調査時点で自立援助ホームに入居中の18歳以降の児童のうち、ホーム側が任意に選んだ5人の児童の状況についてみたものからは、入居児童の課題として、「基本的生活の確立、社会生活スキルが十分ではない」「本人の自立に関する不安等が大きい」「障害（精神・知的・発達障害等）に配慮が必要」という項目を選択したホームが多い傾向にあった（みずほ

情報総研株式会社 2018: 46-9)。

したがって、国内の研究結果からは、自立援助ホームの入居児童に対しては、就労ないし就学支援と、あわせてこれらの支援に先立つ生活面での支援や、障害を抱える児童や自立に対し不安を抱える児童に対する情緒面での支援が必要であることが確認できる。

2) 海外先行研究の検討

次に、海外の先行研究として、自立援助ホーム制度の役割について考察した研究の動向を、主にアメリカの調査研究に基づき検討する。アメリカにおいて、日本の自立援助ホーム制度に相当する制度は、(管理監督下での)自立生活制度 (Supervised Independent Living SettingやIndependent Living Service) や自立生活プログラム (Independent Living Program) 等と呼ばれる。

Courtney et al. (2006) は、社会的養護のもとにいる児童においては、社会的養護制度のもとで、児童が自立までの支援を受けることは、児童の福祉達成において極めて重要であることを指摘する。特に、そのような児童が、精神疾患や薬物依存、また低学歴、低収入等の状況に置かれている場合は、児童が管理監督下での自立生活制度や里親制度等の社会的養護制度のもとで、自立のための支援(就職支援や進学支援、また児童に対する共感や理解といった情緒面での支援)を得ることは、児童の福祉向上において有益であると指摘する。

Georgiades (2005) は、かつて社会的養護のもとにいた児童で、社会的養護の措置が解除された後の児童 (Former Foster Youth) を対象にした調査研究を行い、これらの児童を、措置解除前に自立生活プログラムを利用したことがある者とない者との分け、比較検討している。その結果、自立生活プログラムを利用したことがある者は、自立生活プログラムの利点として、主に進学準備支援 (educational preparation) や就職準備支援 (employment preparation)、また金銭管理のための準備支援 (money management preparation) があることを指摘する。難点としては、

児童自身が妊娠した場合における、親になるための準備支援（parenting preparation）が不十分であること等を指摘する。一方、自立生活プログラムを利用したことがない者は、自立生活プログラムの存在自体について知らない、ということが指摘されている。

Georgiades (2005) の研究と類似した研究に、Jones (2014) とLemon (2005) の研究がある。まず、Jones (2014) は、社会的養護の措置が解除された後、6 ヶ月が経過した児童を対象にした調査を行っている。調査対象児童は、措置解除前に自立生活プログラムを利用した経験がある児童であり、調査では、児童が経験した自立生活プログラムに対する利点と難点について尋ねている。その結果、利点としては、進学支援があることや、自立生活のための有益な情報提供（例えば、病気になった時の対応や、金銭管理の方法に対する情報の提供）があること等が挙げられた。難点としては、支援の提供後ないし措置解除後の継続的支援の不足（the lack of follow-up services）（例えば、児童がある支援を受けた後や、措置を解除された後は、児童は、その後の継続的な支援を受けられない）等が挙げられた。

次に、Lemon (2005) も、Georgiades (2005) と同様に、社会的養護の措置が解除された後の児童を対象にした調査を行い、措置解除前に自立生活プログラムに参加した経験のある児童とない児童とを比較考察している。その結果、自立生活プログラム参加経験者は、非経験者に比べ、金銭管理や住居確保等といった自立生活のために必要な生活技術を得ていること、また自立生活プログラム参加経験者は、非経験者に比べ、措置解除後も、かつて自身のことを担当したケースワーカー（このケースワーカーは、自立生活プログラムの職員ということではない）との連絡を保ち続けていることが明らかになった。

McMillan (1997) は、社会的養護の措置が解除された後の児童で、措置解除前に自立生活プログラムの専門職員ら（independent-living specialists）による、自立生活技術教室に一定期間参加したことがある児童を対象に、自立生活プログラムの役割について検討を行っている。その結果、これら

の児童は、基本的な生活技術（料理、洗濯、金銭管理等に必要な生活技術や、妊娠、出産のための基礎知識、また人間関係構築のための技術等）の習得のための支援や、自立生活プログラムの専門職員らからの情緒面での支援等が特に有益である、と認識することが示された。

Reilly (2003) は、かつて社会的養護のもとにいた児童で、社会的養護の措置が解除された後、少なくとも6ヵ月が経過した児童を対象にした調査を行っている。これらの児童のほとんどは、社会的養護のもとで養育されていた間に、就職支援や進学支援等の自立生活プログラムを受けている。その結果、自立生活のための支援をより幅広く受けた児童であるほど、また社会的養護のもとにいる間に就職先をみつけた児童であるほど、さらにまた様々な社会的支援とのつながりを持つ児童であるほど、措置解除後の現在の生活に満足し、雇用も安定的である傾向がみられた。一方、社会的養護のもとで何度も措置変更を経験した児童（日本の例でいえば、里親に委託されていた児童が、児童養護施設に措置変更され、さらに児童心理治療施設に措置変更される等）であるほど、またあまり社会的支援とのつながりを持たない児童であるほど、措置解除後は収監される、(望まない)妊娠をする、ホームレス状態に陥る等の傾向がみられた。

Hokanson et al. (2019) の研究は、自立生活制度を直接検討した研究ではないが、社会的養護の措置が解除された後の児童、ないし近い将来に措置解除予定である児童の自立課題について検討を行っている。研究結果からは、これらの児童は、自立することと他者に頼ることとの間で葛藤（自立と他者への依存とは両立するか等）を抱えていることが指摘されている。

したがって、海外の研究結果からは、自立生活制度や自立生活プログラムは、特に社会的養護の措置が解除された後の児童の福祉を向上させるうえで不可欠であること、自立生活制度や自立生活プログラムでは、要保護児童に対し、自立生活を営む上で必要な技術面での支援——就職支援や進学支援、また基本的な生活技術の習得に対する支援等——がなされていることに加え、自立生活制度の職員らからの情緒面での支援がなされている

ことが指摘できる。

以上、先行研究の分析結果から、社会的養護児童の自立に対する自立援助ホームの役割を、以下の3点に要約することができる。第一に、就労（就職）支援役割、第二に、就学（進学）支援役割、第三に、情緒面での支援役割である。換言すれば、自立援助ホーム制度の主な役割は、社会的養護児童に対し、技術面での支援（就職支援や進学支援等）と情緒面での支援を提供することにあるといえるだろう。

Ⅱ 本調査の検討

2.1 本調査の概要と調査対象

本稿では、筆者が実施する自立援助ホームに関する調査研究（「自立援助ホーム制度と社会的養護児童の自立支援に関する調査」）（以下、本調査と記す）に依拠し、本調査の聞き取り調査結果について、その一部を分析対象として取り上げる²⁾。

本調査の概要については次の通りである。本調査の調査対象は、九州地域にある3つの自立援助ホーム（以下、Aホーム、Bホーム、Cホームと記す）の各ホーム長（3人）である。これら3ホームは、いずれも同一法人が運営するホームである。Aホームの入居対象は女性であり、BホームとCホームの入居対象は男性である。調査時期は2023年3月から6月であり、調査方法は半構造化面接法を用いた。本調査では、これら3つの自立援助ホームのホーム長に対して、主に次の3点について共通の質問を行った。1点目は、ホーム長の、ホーム運営に至った経緯および動機に関する質問、2点目は、入居児童の状況に関する質問、3点目は、今後のホーム運営についての将来展望等に関する質問である。

本調査の調査対象者の属性については次の通りである。Aホームのホーム長である青山真由美さんは、常勤の児童指導員職員であり、調査時30代で、4年制大学を卒業している。調査時点での社会的養護児童の養育経験年数は、Aホームでの経験を含め、9年である。Bホームのホーム長で

ある井上浩二さんは、常勤の児童指導員職員であり、調査時20代で、短大／専門学校を卒業している。調査時点での社会的養護児童の養育経験年数は、Bホームでの経験を含め、5年である。Cホームのホーム長である上野健一さんは、常勤の児童指導員職員であり、調査時40代で、高校を卒業している。調査時点での社会的養護児童の養育経験年数は、Cホームでの経験を含め、10年である。したがって、本調査の調査対象者は20代から40代であり、5年以上の社会的養護児童養育経験を持つ³⁾。

本稿における分析項目について述べる。本稿では、上記のホーム長に対する質問項目のうち、特に2点目の質問（入居児童の状況に関する質問）に焦点をあて、この質問について得られた回答内容を中心に検討する。本稿における分析対象は、これら3つのホームに入居中の児童合計18人である。

表1は、Aホーム、Bホーム、Cホームの概要についてまとめたものである。比較対象として、上述したみずほ情報総研が実施したみずほ調査を参照する。このうち、特に国内の全自立援助ホームを対象に行われた全数調査の結果を参照する。みずほ調査は、全数調査であるため、全国の自立援助ホームの傾向を示す指標として比較参照する。

表1に従い、本調査における各ホームの概要をみると、開設年は2008年から2019年に至り、幅がある。Aホームは、開設から調査時点で約15年が経過し、比較的長期にわたり児童の自立に携わってきたホームである。Aホームは、Aホームが置かれた地域において、最も早く開設された自立援助ホームであり、経過年数が長くなっている。Bホームについては、開設から調査時点で約10年が経過し、Cホームについては、約5年が経過する。みずほ調査においては、（みずほ調査の）調査時点で5年前後が経過したホームが最も多く、この傾向はCホームの傾向と類似する。A～Cホームの運営主体については、いずれもNPO法人である（上述した通り、A～Cホームは同一法人が運営するホームである）。この傾向は、みずほ調査でも同様である。また、A～Cホームにおける、1年あたりの受け入

れ児童数を見ると、A～Cホームでは概ね年平均4人前後の児童を受け入れている。

入居児童の傾向についてみると、A～Cホームの入居定員はいずれも6名である。在籍児童については、18歳以上がやや多い。この傾向は、みずほ調査においても同様である。職員についてみると、A～Cホームにおける全職員数の平均は約8人であり、みずほ調査における全職員数の平均

表1 調査対象自立援助ホームの概要

調査対象ホーム 運営主体、職員数等	調査対象ホーム			(参考)
	Aホーム	Bホーム	Cホーム	みずほ調査 ^a (n=78)
調査年	2023	2023	2023	2017
入居対象児童性別	女性	男性	男性	— ^b
開設年	2008	2015	2019	2010-2014 ^c
運営主体	NPO法人	NPO法人	NPO法人	NPO法人 ^c
入居定員数	6	6	6	6.5 ^d
在籍児童数 18歳未満	3	2	0	2.3 ^d
18歳以上	3	4	6	2.7 ^d
これまで受け入れた児童総数(概数)	74	30	9	— ^b
全職員数	8	9	6	5.0 ^{d,e}
うち常勤 児童指導員有資格者	2	2	1	1.7 ^d
保育士有資格者	1	2	2	0.7 ^d
うち非常勤 児童指導員有資格者	0	0	1	0.3 ^d
宿直専門員	5	5	2	— ^b

(注 a) みずほ調査における、自立援助ホーム対象の調査概要は以下の通りである。国内の全自立援助ホーム(141ホーム)を対象に行われたアンケート調査に基づく全数調査である。うち78ホームより回答を得ている(回収率55.3%)。表1にはこの78ホームについて得られた集計結果を抜粋掲載している(みずほ情報総研 2018)。

b) 「—」は調査項目ではないことを示す。

c) みずほ調査における「開設年」「運営主体」については、最頻値を示す。

d) みずほ調査における「入居定員数」「在籍児童数」「全職員数」については、平均値を示す。

e) 表に記載はないが、みずほ調査では、職員の職種として、他にも次の項目がある。「児童指導員・保育士以外の指導員」「心理療法担当職員」「職業指導員」における常勤ないし非常勤である。みずほ調査において、「児童指導員・保育士以外の指導員」の常勤職員数は平均0.7人であり、非常勤職員数は平均1.1人である。「心理療法担当職員」「職業指導員」については常勤、非常勤職員共にいない施設が多い傾向にあった。

(出典) みずほ調査結果については、みずほ情報総研株式会社、2018、「平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究(総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成) 報告書」より引用抜粋。

(5人)より多い。常勤職員についてみると、A～Cホームの常勤職員数は平均約3人であり、みずほ調査の常勤職員数の平均とほぼ同じである。非常勤職員についてみると、A～Cホームでは、非常勤の宿直専門員についても配置している。A～Cホームで宿直専門員が配置されているのは、A～Cホームでは、24時間の勤務体制をとっているためである。しかし、宿直専門員を配置していても、A～Cホームの職員の勤務状況は、決して余裕のある人員配置とはいえない状況である。

以上、特に職員の傾向についてみると、A～Cホームの傾向は、全国の傾向と概ね同じであるが、本調査の結果からは、今後自立援助ホーム制度を拡充するうえで、24時間勤務体制でホームを運営するためには、十分余裕のある職員配置基準を設定する必要があることが指摘できる。

2.2 本調査における入居児童の状況

本調査の調査対象である自立援助ホームに入居する児童の状況を、次の2つの観点から検討する。まず、本調査の分析対象である、入居児童(18人)の全般的傾向について検討する。次に、これら18人の児童のうち、本稿で特に焦点をあてる3人の入居児童の事例に着目し、児童の具体的状況について検討する。

1) 自立援助ホーム児童の傾向

まず、入居児童の全般的傾向について検討する。表2は、調査対象である自立援助ホームに入居する児童の傾向についてまとめたものである。比較対象として、上述した厚生労働省調査の調査結果(2018年)を参照する。厚生労働省調査は、先に述べた通り、社会的養護のもとに措置された全ての児童を対象に、5年ごとに実施されている全数調査である。表2では、このうち、特に自立援助ホーム入居児童の調査結果(表2中、自立援助ホーム児と記す)及び児童養護施設入所児童の調査結果(表2中、施設入所児と記す)を抜粋掲載する(厚生労働省 2020)。厚生労働省調査にお

いて、自立援助ホーム入居児童の調査結果に加え、児童養護施設入所児童の調査結果についても参照するのは、本稿の分析対象である自立援助ホームに入居中の児童は、児童養護施設から自立援助ホームに入居した児童も一定数いることから、厚生労働省調査における、児童養護施設入所児童の調査結果についてもあわせて参照する。

表2 本調査における自立援助ホーム入居児童の傾向

調査主体 ^a	本調査			(参考) 厚生労働省調査
調査地域	九州			全国
調査年	2023			2018
対象児童 ^b	A~C自立援助ホーム入居児	自立援助ホーム児	施設入所児	
対象児童数(人)	18	616	27026	
現在の平均年齢(歳) ^c	18.0	17.7	11.5	
入居(入所)時の平均年齢(歳)	16.3	16.8	6.4	
性別(%) 男性	66.7	52.3	52.8	
女性	33.3	47.7	47.2	
平均在居(在所)期間(年)	1.7	1.1	5.2	
入居(入所)目的 ^d (%)	自立まで現在の自立援助ホームで養育	自立まで現在の自立援助ホームで養育	自立まで現在の児童養護施設で養育	
	94.4	80.0	58.7	
入居(入所)経路 ^{d,e} (%)	実親家庭から ¹	実親家庭から ¹	実親家庭から ¹	
	44.4	43.6	62.8	
心身の状況 ^f (%)	障害等あり	障害等あり	障害等あり	
	50.0	46.3	36.7	
就学状況 ^{d,g} (%)	中学校を卒業し就職	中学校を卒業し就職 (その他含む)	小学校	
	55.6	43.6	36.8	
大学(短大)への進学希望 ^h	— ^m	希望する	希望する	
		29.3	34.0	
養護問題発生理由 ^d (%)	父又は母による虐待 ⁿ	父又は母による虐待 ⁿ	父又は母による虐待 ⁿ	
	66.7	45.5	46.5	
被虐待経験の有無 ⁱ (%)	虐待経験あり	虐待経験あり	虐待経験あり	
	83.3	77.9	68.6	
入居(入所)時の保護者の状況 ^d (%)	両親又は一人親	両親又は一人親	両親又は一人親	
	83.3	92.0	93.5	
	(内訳 ^{d,j} :「実父母あり」又は「実母と継父」各26.7)	(内訳 ^{d,j} :「実母のみ」)	(内訳 ^{d,j} :「実母のみ」)	
		40.8)	48.7)	
家族との交流の有無 ^k (%)	交流あり	交流あり	交流あり	
	66.7	48.1	78.2	

- (注 a) 厚生労働省調査は全数調査である。各項目は「不詳」「不明」を除く有効データについて算出した。
- b) 本調査及び厚生労働省調査における対象児童は、現在措置中の児童である。
- c) 「現在の平均年齢」とは、調査時点での年齢を示す。
- d) 「入居（入所）目的」「入居（入所）経路」「就学状況」「養護問題発生意由」「入居（入所）時の保護者の状況」及びその「内訳」については、最頻値を示す。
- e) 「入居（入所）経路」とは、自立援助ホームないし児童養護施設に入居（入所）する前の、児童の生活場所を示す。すなわち、入居（入所）直前に児童が生活していた場所であり、児童相談所による一時保護直前の生活場所を示す。
- f, h, i, k) 「心身の状況」については「障害等あり」の割合について参照した。「大学（短大）への進学希望」については「希望する」の割合について参照した。「被虐待経験の有無」については、「虐待経験あり」の割合について参照した。「家族との交流の有無」については「交流あり」の割合について参照した。
- g) 「就学状況」については調査時点での就学状況を示す。自立援助ホーム入居児童については、本調査においても、厚生労働省調査においても、中学校を卒業し、就職等をした児童の割合が最も多い。
- h) 「大学（短大）への進学希望」は、厚生労働省調査における質問項目である。
- j) 「内訳」は「両親又は一人親」の内訳をみたもの。
- l) 「実親家庭から」項目について、本調査においては、「実親家庭から」入居した場合のみを計上した。本調査では、例えば「実親以外の親族の家庭から」入居した場合等については、本項目に計上していない。厚生労働省調査においても同様に、「実親家庭から」の項目には、「実親家庭から」入居（入所）した場合のみが計上されていると推察される。
- m) 「—」は調査項目ではないことを示す。
- n) 「父又は母による虐待」項目について、第一に、本項目において虐待として計上した場合は、本調査においても厚生労働省調査においても次の通りである。即ち、一般に虐待とされる、イ) 養育拒否、ロ) 父又は母の放任・怠だ、ハ) 父又は母の虐待・酷使、ニ) 棄児の4つの場合を虐待項目として合計した上で、計上した（園井 2013：142）。第二に、上記虐待の虐待者については、本調査においては、虐待者が実父母によるもの（9件）及び養父母によるもの（3件）について計上した（実父母によるもののみについては50.0%）。厚生労働省調査においては、虐待者は、実父母によるもののみが計上されており、養父母によるものについては計上されていないと推察される。
- (出典) 厚生労働省、2020「児童養護施設入所児童等調査の概要」。

表2からは、次のことが指摘できる。第一に、児童の現在の平均年齢、入居（入所）時の平均年齢、在居（在所）期間及び性別については、本調査では、児童は16歳頃に自立援助ホームに入居し、現在は18歳頃であり、在居期間は約2年である。本調査の傾向は、厚生労働省調査の自立援助ホーム児の傾向とほぼ同様であるが、本調査の方が厚生労働省調査に比べ、入居時平均年齢がやや低く、在居期間がやや長い。また、児童の性別については、本調査では、児童は、厚生労働省の自立援助ホーム児と同様、男性が多い（本調査で男性が多いのは、男性対象のホームをより多く調査したためである）。

第二に、入居（入所）目的、入居（入所）経路、入居（入所）時の保護者の状況及び家族との交流の有無についてみると、入居（入所）目的については、本調査においては、厚生労働省調査の自立援助ホーム児の傾向と同様、概ねすべての児童が、現在の自立援助ホームにおいて、自立まで養育支援を受けることを目的としている。一方、児童養護施設入所児の場合は、自立まで現在の児童養護施設で養育されることを目的とする児童の割合は約6割である。ここからは、児童養護施設入所児の場合は、児童はまだ幼少であり、実親家庭復帰等の可能性もあるが、自立援助ホーム児の場合は、年齢も高く、実親家庭復帰の可能性はあまりないことが推察できる。

入居（入所）経路については、本調査では、児童は、厚生労働省調査の自立援助ホーム児及び児童養護施設入所児と同様、実親家庭からの入居が最も多い。実親家庭からの入居が最も多いことから、本調査では入居時の保護者の状況は、両親又は一人親である場合が最も多くなっている。この傾向は、厚生労働省調査の自立援助ホーム児及び児童養護施設入所児と同様である。

家族との交流の有無については、本調査では約7割の児童が、家族と電話やメール、面会、また帰省等、何らかの方法で交流を持っている。厚生労働省調査の自立援助ホーム児においては、家族との交流を持っている児童は約5割にとどまる。

第三に、心身の状況、就学状況及び大学（短大）への進学希望についてみると、心身の状況については、本調査においては、半数（9人）の児童が知的障害や精神障害等の障害を持っており、これら障害のある児童のうち約半数は、療育手帳等も有している。厚生労働省調査の自立援助ホーム児においても、本調査における児童の傾向と同様に、約半数の児童に障害等がある。

就学状況については、本調査における児童は、厚生労働省の自立援助ホーム児と同様、中学校を卒業し、就職している児童の割合が最も多い。しかしその一方、厚生労働省調査では、自立援助ホーム児のうち、約3割

の児童が大学（短大）への進学を希望している。したがって、厚生労働省調査からは、自立援助ホームに入居する児童には、就学支援が必要な児童も一定数いることがうかがえる。

第四に、養護問題発生理由及び被虐待経験の有無についてみると、養護問題発生理由については、本調査における児童は、厚生労働省の自立援助ホーム児及び児童養護施設入所児と同様、実親からの虐待により要保護状態に陥った場合が最も多い。実親からの虐待が最も多いことは、入居経路が、実親家庭からの入居である場合が最も多いことと、入居時の保護者の状況が、両親又は一人親である場合が最も多いこととが関わっている。すなわち、これら調査結果からは、自立援助ホームに入居する児童は、概ね両親又は一人親のいる実親家庭において、実親等からの虐待を受け、自立援助ホームに入居するに至る傾向にあることがうかがえる。

本調査結果において、養護問題発生理由として最も多かった「父又は母による虐待（ $n=12$ ）」理由を、さらに虐待者別・内容別にみると、まず、虐待者別については、実親によるものが9件と養親によるものが3件であった。次に、内容別については、実親によるものは、養育拒否又はネグレクト（4件）、身体的虐待（4件）、心理的虐待（1件）の全9件であった。養親によるものは、身体的虐待（2件）と心理的虐待（1件）の全3件であった⁴⁾。

被虐待経験の有無については、本調査における児童は、厚生労働省の自立援助ホーム児と同様、約8割の児童が被虐待経験を持っている。

2) 事例分析

次に、これら分析対象児童18人の中で、本稿では特に以下、3人の入居児童（Aホームに在居するマリコ、Bホームに在居するショウヘイ及びCホームに在居するユウタ）の事例に着目し、主に本児童の、当該自立援助ホームに入居するに至る経緯、入居後の状況及び将来の見通し、という3点について考察する⁵⁾。これらの事例は、各ホームのホーム長からの聞き

取り調査に基づく。

a) (事例1) Aホームに在居のマリコについて⁶⁾

マリコは、18歳の時に実親以外の親族家庭からAホームに入居した児童である。調査時点で19歳である。Aホームでは、主に情緒性の安定のための支援と就職のための支援を受けている。マリコがAホームに入居するに至った経緯についてみると、マリコは学童期を通して児童養護施設で生活していた児童である。マリコは中学校卒業後に就職し、それと同時に施設を退所する。就職後、マリコは職場の男性との人間関係につまずき就職先を辞め、それに伴い、それまで住んでいた社宅を退去する。社宅退去後は、親族（養親）家庭に身を寄せる等、生活場所を転々とする。しかし、2019年に勃発した新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、親族家庭に居づらくなる。生活場所に困ったマリコは、以前生活していた児童養護施設に相談し、Aホームを紹介され、Aホームに入居するに至る。

Aホーム入居後の、マリコと親族等との交流については、マリコは親族等との交流を持つ。しかし、マリコの自立を経済的にも精神的にも支援するよう、親族に期待することは、困難な状況である。「マリコは自助（親族等からの援助）に頼ることは難しい」とホーム長の青山さんは述べる。

Aホームに入居後、マリコは、全日制の高校に通学し、卒業する。高校卒業後は、就職を目指すか、かつて実父から受けた身体的暴力がしばしば思い出されることがあり、精神的に極めて不安定な状態に陥る時もある。マリコは男性が苦手であり、バスや電車などの公共の交通機関に乗ることが一切できず、未だ就職先を見つけないに至っていない。しかし、マリコには就職する意思はあり、現在は求職中である。Aホームでは、青山さんが時々マリコと一緒に、Aホームに最寄りのバス停まで歩く訓練をしている。

青山さんは、今後は民間の就労支援制度等も利用しながら、マリコに対し、情緒性の安定のための支援および就職先確保のための就労支援を継続

する予定である。青山さんは、これらの支援とあわせて、マリコの、グループホーム等への入居についても視野に入れながら、マリコの自立を支援していきたい、と述べる。

b) (事例2) Bホームに在居のショウヘイについて⁷⁾

ショウヘイは、15歳の時に児童養護施設からBホームに入居した児童である。調査時点で17歳である。Bホームでは、主に就職のための支援を受けている。ショウヘイがBホームに入居するに至った経緯についてみると、ショウヘイは学童期を通して児童養護施設で生活していた児童である。ショウヘイには発達障害傾向がある。ショウヘイは、児童養護施設から高校に進学したが、高校を退学したため児童養護施設に居づらくなり、Bホームに入居するに至る。

Bホーム入居後の、ショウヘイと親族等との交流については、ショウヘイには実親はいるが、実親や親族との交流はない。Bホームに入居後、ショウヘイはアルバイトを始めるが、次のような理由で長続きしない。ショウヘイは、アルバイト勤務初日の前日は、「朝起床できないのではないかと緊張し、前日から徹夜して勤務に臨む。しかし、勤務2日目は睡眠不足のため職場に行くことができず、結局無断欠勤し、アルバイト先に行きづらくなり、アルバイトをやめてしまう。ホーム長の井上さんは、ショウヘイのことを「(勤務)2日目に職場にいけない子」という。

ショウヘイは、かつてBホームを家出したこともあった。児童養護施設在所中に貯めていた本人の貯金を全額持ち出し、それをホテル代やタクシー代、ブランド衣料品の購入代等により2週間くらいですべて使い果たし、一文無しになってホームレス状態になっているところを警察に保護され、Bホームに戻ってくる。現在はアルバイトをしているが、やはり無断欠勤する日もある。井上さんは、ショウヘイのことを「就労以前の問題でつまづいている」とみる。しかし、ホーム入居後は、ショウヘイにも少しずつ行動に改善がみられるようになった。例えば、以前はアルバイト勤務

を無断欠勤した際、アルバイト先へ謝罪の電話のみをし、以後は気まずさのためアルバイト先へ行くことができなくなっていたが、今は謝罪した上で、気まずい思いをしても、再び同じアルバイト先で勤務を再開することができるようになった。井上さんは、ショウヘイについては、今後も引き続き就労のための支援を中心に行う予定である。

c) (事例3) Cホームに在居のユウタについて⁸⁾

ユウタは、16歳の時に実親家庭からCホームに入居した児童である。調査時点で18歳である。Cホームでは、主に進学のための支援を受けている。ユウタがCホームに入居するに至った経緯についてみると、ユウタは実親家庭からの入居ではあるが、実親家庭で実父から身体的暴力を受けることもあり、実親家庭から児童心理治療施設に入所することもあった⁹⁾。その後もユウタは、学童期を通して度々児童心理治療施設に入所することがあり、実親家庭と児童心理治療施設とを行きつ戻りつしていた。ユウタは、児童心理治療施設から、全日制の高校に進学したが、不登校となり、高校を退学する。その後、実親家庭に戻るが、実父に対する反発があることや、実親家庭の経済的状況が厳しいことなど、実親家庭の養育環境が整わないという理由で、Cホームに入居するに至る。

Cホーム入居後の、ユウタと親族等との交流については、ユウタは実親やきょうだいの面会交流を持つ。Cホーム入居後、ユウタはあらためて通信制の高校に進学し直す。調査時点では通信制高校2年次に在籍中である。Cホーム在居中、ユウタは、同じホームの入居児童との間で音の問題で苦労した時期もあったが、ホーム長の上野さんの取り計らいにより、音の問題は落ち着く。高校卒業後の進路としては、ユウタは、将来美容師になることを志望しており、美容師資格取得のための専門学校に進学予定である。ユウタは「お金をとって髪を切りたい」と述べ、今後も引き続きCホームに在居しながら、通信制高校に通い、進学のための支援を受ける予定である。

以上、自立援助ホームに在居する、3人の児童の事例をみた。これら3人の児童に対する必要な支援についてまとめると、次の2点が指摘できる。第一に、これら3人の児童はすべて情緒性の安定のための支援を必要とするということと、第二に、自立援助ホームにおける支援は、情緒性の安定のための支援に加え、個々の児童の状況に応じて、大きく就労支援と進学支援の2つがあるということである。

第一の点についてみると、マリコとショウヘイは、共に就労支援を得ているが、マリコについては、親からの虐待が思い出されることもあり、就職先の確保に先立ち、情緒面での安定を整える必要がある。ショウヘイについても、マリコと同様、「就労以前の問題でつまづく」状況にあり、就労支援に先立ち、情緒性の安定のための支援を必要とする。ユウタについては、ユウタの支援内容は主に進学支援であるが、ユウタには児童心理治療施設への入所経験があることや、不登校の経験等もあることから、情緒面での支援も、進学支援とあわせて必要である。したがって、これら3人の児童は、就労支援ないし進学支援とあわせてこれらの支援に先立つ、情緒性の安定のための支援を必要とする。

第二の点についてみると、マリコとショウヘイは就労支援を必要としており、ユウタは進学支援を必要としている。ユウタの場合は、進学は、将来の経済的自立に向けた目的達成のための手段として位置づけられるため、長期的視点からみれば、ユウタに対する進学支援は、就労支援の一環とみなすこともできる。

したがって、自立援助ホーム制度に対して社会から期待される役割は、入居児童の自立に対して、少なくとも次の3つの支援——就労支援、進学支援および情緒性安定のための支援——を行うことにあるといえる。

Ⅲ 考察と展望

以上の分析結果から、自立援助ホーム制度は、社会的養護のもとで生活する児童に対して、少なくとも次の3つの役割を果たすことが指摘でき

る。第一に、就労（就職）支援役割、第二に、就学（進学）支援役割、第三に、情緒性安定のための支援役割である。この背景には、近年、入居児童の状況が多様になり、自立援助ホームも児童の状況に応じて多様な支援を提供するように求められていることがある。

これら3つの支援役割の関係性をみると、自立援助ホーム制度に求められる役割は、基礎的な支援に関わる役割と個別的な支援に関わる役割の2つから成り立つといえる。基礎的な支援に関わる役割とは、入居児童に対する情緒性の安定のための支援役割である。これまでの分析結果からは、児童に対し、就労支援や進学支援を行う場合であっても、情緒性の安定のための支援は、どの児童に対しても必要とされることがうかがえた。個別的な支援に関わる役割とは、入居児童の個々の状況に応じた支援役割——就労（就職）支援役割や就学（進学）支援役割——である。

自立援助ホーム制度に期待される、これら3つの支援役割——就労（就職）支援役割、就学（進学）支援役割、情緒性安定のための支援役割——は、R. J. ハヴィガースト（Robert J. Havighurst）（以下、ハヴィガーストと記す）の、青年期の発達課題に関する主張とも合致する（Havighurst 1953=1995）。ハヴィガーストは、年齢階梯に応じた人間の発達課題についての研究を行い、青年期の発達課題は、主として経済面と情緒面における自立基盤を整えることにあるとする。本調査の分析結果からは、調査対象となった自立援助ホームにおいては、就労支援を行うことで、経済面での自立基盤を支援するとともに、情緒性安定のための支援を行うことで、情緒面での自立基盤を支援することが確認できた。したがって、自立援助ホームでは、ハヴィガースト学説における、青年期の発達課題を達成するための支援が行われていることが指摘できる（Havighurst 1953: 123-33=1995; 園井 2022）。

これまでの議論をふまえ、自立援助ホーム制度の発展に向けて以下の2点を提案したい。第一に、自立援助ホーム制度の多機能化についての提案である。例えば、自立援助ホームにおいて、就職を希望する入居児童に対

しては、就職支援を主として提供する自立援助ホームで支援をし、進学を希望する入居児童に対しては、進学支援を主として提供する自立援助ホームで支援をする、といった具合に、自立援助ホーム制度の構造を多機能化させるということである。すなわち、自立援助ホームを、就労（就職）支援を専門に担うホームと就学（進学）支援を専門に担うホームとに多機能化させるということである。多機能化により、児童は、自立援助ホームにおいて、児童の個別状況に応じた支援を、より効果的に受けることが可能になる。多機能化は、さらに次のような場合においても一つの方策を提供し得る。例えば、一つの自立援助ホーム内に、就労（就職）を目的とする児童と就学（進学）を目的とする児童とが混在するホームにおいては、ホームの入居費等の支払いをめぐり、入居児童間で不公平感が生じる場合がある。この背景には、自立援助ホームを管轄する自治体において、自治体によっては、自立援助ホームの入居費に関し、就労児童と就学児童とで異なる基準が設けられている（例えば、就労児童に対しては自立援助ホームの入居費支払いが求められる一方、就学児童に対しては入居費支払いが求められない等）ということがある。したがって、自立援助ホーム制度を多機能化することは、児童の個別状況に応じた支援をより効果的に行うことができるようにするとともに、入居費支払いの異なる児童をそれぞれ別のホームに入居させることで、ホーム運営をより容易にすると考えられる。

第二に、自立援助ホームの職員の、専門性の高度化についての提案である。これまでの分析結果から、自立援助ホームに入居する児童は、情緒面での課題を持つ場合が多いことが明らかになった。したがって、情緒面の支援は、自立援助ホームにおける必須の支援として提供されることが期待されており、ホームの職員には、情緒面の支援を行うための、高度な専門性が求められている。そのため、自立援助ホームの職員には、専門性を培うための研修機会を提供する等、職員に対する支援を幅広く行う必要がある。児童に対する支援をより効果的に行うためには、児童を支える職員を、まず支えていくことが重要である。

最後に、本研究の今後の課題について述べる。本研究は、自立援助ホーム制度の役割を、限られた事例に基づき考察したものである。そのため、本研究の分析結果の解釈には制約がある。今後は、より多くの事例に基づく検討を行い、自立援助ホーム制度の役割を一般化できるように分析を深めたい。

注

- 1) 2018年に成立した改正民法により、成年年齢が「年齢十八歳をもって、成年とする」(民法第4条)と定められ、従来の20歳から18歳に引き下げられた(2022年4月1日施行)。したがって、18歳以降の入居者は児童と呼ぶには適切ではないかもしれないが、本稿では養護を引き続き要するという点で、自立援助ホームの入居者のことをあえて児童と呼ぶ(『判例六法 令和3年版』)。
- 2) 本調査は継続中の調査である。本稿では、本調査結果の一部について分析を行う。
- 3) 調査対象者名は個人情報保護のため全て仮名である。各ホームの調査実施年月日については次の通りである。青山真由美さん(Aホーム)には2023年3月20日、井上浩二さん(Bホーム)には2023年3月21日、上野健一さん(Cホーム)には2023年3月29日に、各ホーム内の一室にて聞き取り調査を実施した。
- 4) 表2には計上していないが本調査では、このほか親族や継親等からの虐待も確認できた。
- 5) 分析対象者名は個人情報保護のため全て仮名である。また、分析対象者の家族状況等の詳細については個人情報保護のため記載していない。
- 6) 2023年3月20日Aホーム長青山真由美さんへの聞き取り調査から。
- 7) 2023年3月21日Bホーム長井上浩二さんへの聞き取り調査から。
- 8) 2023年3月29日Cホーム長上野健一さんへの聞き取り調査から。
- 9) 児童心理治療施設とは、児童福祉法第43条の2に規定される施設であ

り、従来、情緒障害児短期治療施設と呼ばれた施設である（2016年の児童福祉法改正により、児童心理治療施設へと改称された）。本施設は、社会生活への適応に困難を抱える児童が、短期間、治療的支援を得るため、入所する、ないし保護者のもとから通う施設である（こども家庭庁 2023: 22; 『こども家庭福祉六法（令和6年版）』; 厚生労働省 2012）。

参考文献

- 朝日新聞. 2022. 「若者支援 年齢制限撤廃へ——厚労省 里子や施設『18歳の壁』」（2022年2月1日記事）.
- Courtney, Mark E., and Amy Dworsky. 2006. “Early Outcomes for Young Adults Transitioning from Out-of-Home Care in the USA.” *Child & Family Social Work* 11(3): 209-19.
- 遠藤浩. 2008. 「自立援助ホーム——虐待を受けた子どもたちの心の安全基地」『家庭裁判所月報』60(4): 27-73.
- 藤野興一. 2008. 「『こころの基地』としての自立援助ホーム——『鳥取フレンド』の歩み」『こころの科学』137: 43-8.
- Georgiades, Savvas Daniel. 2005. “Emancipated Young Adults’ Perspectives on Independent Living Programs.” *Families in Society* 86 (4): 503-10.
- 『判例六法（令和3年版）』有斐閣.
- Havighurst, Robert J. 1953. *Human Development and Education*, 1st ed. New York: Longmans, Green（荘司雅子監訳. 1995. 『人間の発達課題と教育』玉川大学出版部）.
- 広岡知彦. 1990. 「養護施設退所後のアフターケアと自立援助ホームの実践」『月刊福祉』73(8): 82-7.
- Hokanson, Kim, Kate E. Golden, Erin Singer, and Stephanie Cosner Berzin. 2019. “‘Not Independent Enough’: Exploring the Tension Between Independence and Interdependence among Former Youth in Foster Care Who Are Emerging Adults.” *Child Welfare* 97(5): 141-57.

- Jones, Loring P. 2014. “Former Foster Youth’s Perspectives on Independent Living Preparation Six Months After Discharge.” *Child Welfare* 93(1): 99-126.
- 川出敏裕. 2022. 『少年法（第2版）』有斐閣.
- こども家庭庁. 2023. 「社会的養育の推進に向けて」（令和5年12月）.
『こども家庭福祉六法（令和6年版）』中央法規出版.
- 厚生省. 1988. 「養護施設等入所児童のうち中学校卒業後就職する児童に対する措置の継続等について」（児発第266号、昭和63年3月29日）.
- . [1998] 2017. 「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施について」（児発第344号、平成10年4月22日、一部改正平成29年3月31日雇児発0331第52号）.
- 厚生労働省. 2011. 「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（雇児発1228第2号、平成23年12月28日）.
- . 2012. 「情緒障害児短期治療施設運営指針」（平成24年3月29日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）.
- . 2015. 「児童養護施設入所児童等調査結果」（平成25年2月1日現在）.
- . 2017. 「就学者自立生活援助事業の実施について」（雇児発0331第56号、平成29年3月31日）.
- . 2020. 「児童養護施設入所児童等調査の概要」（平成30年2月1日現在）.
- . 2022. 『『児童福祉法等の一部を改正する法律』の公布について（通知）』（子発0615第1号、障発0615第1号、令和4年6月15日）.
- Leathers, Sonya J., and Mark F. Testa. 2006. “Foster Youth Emancipating from Care: Caseworkers’ Reports on Needs and Services.” *Child Welfare* 85(3): 463-98.
- Lemon, Kathy, Alice M. Hines, and Joan Merdinger. 2005. “From Foster Care to Young Adulthood: The Role of Independent Living Programs in Supporting Successful Transitions.” *Children and Youth Services Review* 27(3): 251-70.

McMillen, J. Curtis, Gregory B. Rideout, Rachel H. Fisher, and Jayne Tucker. 1997. "Independent-Living Services: The Views of Former Foster Youth." *Families in Society* 78(5): 471-79.

みずほ情報総研株式会社. 2018. 「平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 社会的養護対象の0歳児～18歳到達後で引き続き支援を受けようとする者に対する効果的な自立支援を提供するための調査研究（総合アセスメント及び自立支援計画・継続支援計画ガイドラインの作成）報告書」.

Reilly, Thom. 2003. "Transition from Care: Status and Outcomes of Youth Who Age Out of Foster Care." *Child Welfare* 82(6): 727-46.

社会福祉法人青少年福祉センター. 2024. 「青少年福祉センターについて」（2024年1月19日取得, <https://wfc.or.jp/about/#philosophy>）.

社会福祉法人青少年と共に歩む会. 2024. 「憩いの家の歴史」（2024年1月19日取得, <https://ikoi-setagaya.jp>）.

園井ゆり. 2013. 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』 ミネルヴァ書房.

———. 2022. 「自立援助ホームにおける自立概念の再検討——R. J. ハヴィガーストの発達課題論との関わりから」『社会文化論集』17: 1-28.

富永健一. 1990. 『日本の近代化と社会変動』講談社.

全国自立援助ホーム協議会. 2021. 『2020年度 全国自立援助ホーム実態調査報告書』.

———. 2023. 「自立援助ホーム一覧（令和5年11月1日現在）」（2024年1月18日取得, <https://zenjienkyou.jp/list/>）.